

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について

- 沿岸漁場整備開発法第6条に基づき、**国**は、栽培漁業の推進について、基本的な考え方や関係機関の連携、役割、方向性などを示した「**水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針**」（栽培漁業基本方針）を策定しています。
- また、**都道府県**では、この方針と調和した「**水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画**」（栽培漁業基本計画）を策定し、栽培漁業を推進するための基本的な指針としています。
- 国は、令和4年7月に第8次の栽培漁業基本方針を示したことから、県においても、**第8次の栽培漁業基本計画（計画期間 令和4～8年度・5か年）**を策定するものです。

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）

第六条

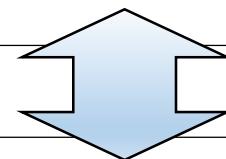
農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第七条の二

都道府県は、その区域に属する水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。）における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、**海区漁業調整委員会の意見を聴いて**、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

【農林水産大臣】

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針
(法第6条)



内容の調和

【都道府県】

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
(法第7条の2第1項、第2項関係)

- ① 水産動物の種苗の放流等に関する指針
- ② 放流等を行うことが適当な水産動物の種類
- ③ 水産動物の種苗の放流数量の目標
- ④ 特定水産動物育成事業に関する事項
- ⑤ 技術開発に関する事項
- ⑥ 放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次）の概要

〔第8次岩手県栽培漁業基本計画〕

計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度） 5か年

岩手県では、アワビ、ウニ等の種苗放流を積極的に実施しており、その漁獲量は全国上位となるなど、栽培漁業の推進を通じて沿岸漁業の振興や、資源の維持・増大に取り組んでいます。この計画は、海洋環境の変化に対応し、本県の栽培漁業を計画的に推進するための基本的な指針として、沿岸漁場整備開発法に基づき策定するものです。

1 水産動物の種苗生産・放流等に関する指針

- ① 稚魚の漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の**漁獲管理と種苗放流との連携**による**一体的な取組を推進**します。
- ② 放流効果の検証に基づく**対象種の重点化**を踏まえた**効果的な栽培漁業を推進**します。
- ③ 栽培漁業の**継続的な実施体制の確立**します。
- ④ 関係県と連携した**広域種の種苗放流と放流効果の向上**
- ⑤ **生物多様性の保全に配慮**し、栽培漁業との両立に努めます。
- ⑥ 県民への栽培漁業に関する**理解の醸成と普及**に取り組めます。
- ⑦ 種苗放流と種苗の育成の場の**整備との連携を推進**します。

2 水産動物の種苗生産・放流等の推進

対象種と放流目標を次のとおり定めます。



ヒラメ
80～110万尾
(放流体制の見直しによる減)



ホシガレイ
10万尾
(前計画と同数)



エゾアワビ
750万個
(海洋環境の変化に対応した減)



アサリ
－万個
※アサリは生産技術の開発段階のため、目標は設定しない



ウニ類
240万個
(資源量を考慮した減)



マナマコ
80万個
(静穏域の拡大等による増)

3 水産動物の種苗生産・放流等に関する技術開発

- ① **海洋環境の変化に対応した栽培漁業の実施のための技術開発の推進**
 - ・種苗放流の生残率向上のための、放流適地、放流サイズ及び放流尾数の把握
 - ・新規対象種の探索、対象種の生理・生態、餌料、生息環境等の知見の充実
- ② **技術の維持と継承**
 - ・種苗生産、放流等の現場における各種技術の適切な利用
 - ・計画的な人材確保、技術のマニュアル化
- ③ **技術開発水準の到達すべき段階**
種苗生産・放流等に関する技術の向上を図るため、目標の段階を次のとおり設定します。

対象種	基準年(R4年度) →目標年 (R8年度)	分類	技術開発段階
ヒラメ	E → F	A 新技術開発期	種苗生産の基礎技術開発
ホシガレイ	B → C	B 量産技術開発期	種苗の量産技術開発
エゾアワビ	F → F	C 放流技術開発期	種苗の量産技術の改良 放流手法の検討
アサリ	A → B	D 事業化検討期	資源量に応じた放流数量の検討
ウニ類	F → F	E 事業化実証期	種苗生産・放流体制の整備 経費負担配分の検討
マナマコ	C → E	F 事業実施期	持続的な栽培漁業が成立